

はじめに

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定を始めとした国の障害者政策は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）における障害のある学生の対応に関しても大きな影響があったといえます。この法律は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供の義務を規定し、これによって各大学等においては体制整備や合理的配慮のシステムを構築するなど、組織的な対応の必要に迫られました。

独立行政法人日本学生支援機構では、障害のある学生を取り巻く社会の動向を踏まえ、平成 17 年度から「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」（以下「本調査」という。）を実施し、その結果を毎年公表するとともに、この間の経年変化についても分析報告を行ってきました。本調査を通じて、年々増加する障害学生支援のニーズ等を把握するとともに、大学等における体制や対応の変化等を確認することができます。

本調査の分析はこれまで数回に分けて行っていますが、このたび、平成 29 年度から令和 5 年度にかけての経年変化について分析することとしました。

この間、令和 3 年 5 月に障害者差別解消法の改正法が成立し、同 6 年 4 月に施行されています。このため、事業者である私立大学等には努力義務とされていた合理的配慮の提供が、国等の機関と同様に法的義務となり、これによって国公立を問わず全ての大学等において合理的配慮の提供が義務付けられました。

加えて、文部科学省においても、令和 5 年度に「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、令和 6 年 3 月に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」を公表しました。

本調査のこれまでの分析報告のとおり、障害のある学生の在籍者数は増加傾向が続いている中で、法整備などの社会的動向及び大学等における現状の両側面から、障害のある学生の充実した対応が一層求められる状況になっています。

こうした背景を踏まえ、今回の分析報告では、障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議の協力を得て、我が国の障害学生の状況や支援の全体像について、「第 1 章 障害学生の在籍状況の推移」、「第 2 章 障害学生支援に関する体制の整備」、「第 3 章 高大接続・入学者選抜」、「第 4 章 合理的配慮に関する諸課題」、「第 5 章 キャリア教育・就職支援」、「第 6 章 発達障害のある学生に関する現状と課題」、「第 7 章 精神障害のある学生に関する現状と課題」、「第 8 章 高等専門学校」の各章において分析を行いました。

本調査は、全国の大学等の皆様のご協力により実施できているものであり、多方面にわたる調査項目の回答に厚く御礼申し上げます。また、分析報告を執筆いただいた協力者の皆様に、この場を借りて深く感謝申し上げます。本分析報告が、各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

令和 8 年 3 月 31 日

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部障害学生支援課